

品川区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

制定 令和元年5月30日 教育長決定

(設置)

第1 「品川区子ども読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)の計画期間が令和2年3月に終了することから、推進計画を新たに策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、「品川区子ども読書活動推進計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を品川区教育委員会教育長に報告する。

- (1) 品川区の子ども読書活動の施策に関すること。
- (2) 推進計画の実効性の確保に関すること。
- (3) パブリックコメントに関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3 策定委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 委員長、副委員長および委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(召集等)

第4 策定委員は、委員長が召集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第5 策定委員会の設置期間は、推進計画の策定までとする。

(作業部会)

第6 策定委員会に、専門事項を調査検討するための作業部会を置くことができる。

(事務局)

第7 策定委員会の事務局は、品川区教育委員会事務局品川図書館(以下「品川図書館」という。)に置き、品川区教育委員会教育総合支援センターと連携して事務を執り行う。

- 2 事務局には、事務局長を置き、品川図書館長をもって充てる。
- 3 策定会議の庶務は、品川図書館が処理するものとする。

(意見聴取)

第8 策定委員会は、必要に応じて関係者の意見を聴取することができる。

(公開の原則)

第9 策定委員会の会議および議事録は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と定めた場合には、非公開とすることができる。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

別表 (第3 関係)

品川区子ども読書活動推進計画策定委員会 名簿

職	所 属	氏 名
委 員 長	品川区教育委員会事務局教育次長	本城 善之
副委員長	立正大学 図書館 品川学術情報課長	島田 貴司
委 員	東京都立大崎高等学校校長	豊岡 耕一郎
委 員	NPO 法人ウーヴ理事長	平嶋 悦子
委 員	品川区学校地域コーディネーター	巻島 淳子
委 員	品川区子ども未来部保育課長	佐藤 憲宜
委 員	品川区子ども未来部子ども育成課長	廣田 富美恵
委 員	品川区保健所品川保健センター所長	仁平 悟
委 員	品川区立戸越台中学校校長	蜂屋 隆子
委 員	品川区立源氏前小学校校長	守田 由紀子
委 員	品川区立八潮わかば幼稚園園長	丸山 智子
事務局長	品川区教育委員会事務局品川図書館長	横山 莉美子

事務局	品川区教育委員会事務局品川図書館事業担当 品川区教育委員会事務局教育総合支援センター指導主事
-----	---

付 則

この要領は、令和元年6月1日から適用し、令和2年3月31日にその効力を失う。